

岡崎市監査委員公告第19号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項並びに岡崎市監査基準第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定により実施した定例監査等の結果は、別紙のとおりである。

令和 7 年 11 月 25 日

岡崎市監査委員	高 橋 重 長
同	石 川 真 司
同	磯 部 亮 次
同	加 藤 嘉 哉

定 例 監 査 の 結 果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施する監査

2 監査の対象

財務部 財政課、行政経営課、市民税課、資産税課、納税課
固定資産評価審査委員会

3 監査の実施期間

令和7年3月27日～令和7年11月25日

4 監査の対象期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査した。

6 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、部課長等の説明を聴取して監査を実施した。

7 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められたが、次のとおり改善・検討を要する事項等が見受けられた。

行政経営課

普通財産の土地に、地縁による団体が建物を設置しているが、土地の使用に係る手続を行っておらず、その根拠も明確になっていないものが見受けられたため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。

市民税課

有効期間が経過した原動機付自転車等の試乗標識について、返納されていないものがあったため、市税条例に準拠した適正な処理をされたい。

市民税課・納税課

市税規則等について、改正が漏れているものがあったため、適正な処理をされたい。

資産税課

- 1 駐車場使用料について、職員が立替払いしているものがあったため、予算決算及び会計規則に準拠した適正な処理をされたい。
- 2 市外に住所等を有する者を固定資産税の納税管理人として定める申請について、承認手続が行われていなかったため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。
- 3 状況調査に基づく固定資産課税台帳の訂正について、確認が十分に行われていないものがあったため、適正な処理をされたい。